

日本三種神器之御傳記自緒

嗚呼尊哉我が大日本皇國の國體矣。嗚呼靈妙哉我が日本皇國の神靈矣。嗚呼稜威赫々昭々たる哉。我が大日本皇國の皇室矣。嗚呼尊哉。皇室三種神器の稜威極乎矣。天地開闢以來。歴々極乎として至真大造化の眞實之應也。皇統一系直接連綿と繼續し玉ふ。至大天球の眞實其處に資り産する神靈器を明に傳來し玉ふ矣。即ち八咫の鏡也。復大地球の眞實其處に資り産する神靈器を明に傳來し玉ふ也。即ち皇玉也。復此天地大造化の秩序を順列して正明に資り産する神靈器を明に傳來し玉ふ矣。即ち草薙の劔也。此八咫の鏡を以て照臨し玉ふ時は。天地自然皇如。極乎たる至誠の人物を照り顯はして極乎昭々たる大造化の眞象を正に拜觀する事を得る也。

此神靈の皇玉を以て照臨し玉ふ時は皇統の一系連綿。歴歴。統々として天壤と窮まり無く。世界に照臨し玉ふなる事實也。原因也。皇徳也の。



眞實を。正に拜觀する事を得る也
 此草薙の劔を以て拔き放ちて。揮り立て奉れば善惡邪正是非曲直の
 極元を明に切り分けて。正審。正判する事昭々殿乎として善は固より
 以て善也。惡は固より以て惡也。明に切れ分るゝ也。昔し日本武
 の尊が相摸野に入り玉ひし時に賊起りて野の四方より火を縱ちて
 尊を燒き殺し奉らむとす其時に
 日本武の尊は此草薙の御劔を抜き玉ひて。其御手元なる草を薙ぎ取
 り。其草に火を付けて。此御劔を揮ひて火を叱り玉ひしに。四方より燃
 ぬ攻まり來る猛火は。忽ち火焰を外に轉じて。其賊の方に飛び走り。賊
 共を悉く燒き倒し亡ぼしなり。是を向ひ火の神策と謂ふ也。かゝる
 神靈瑞嚴の靈々たる神器なるを以て
 天皇御同殿に祭り置き玉ふ事を畏み玉ひて。更に宮殿を造營して奥
 深く尊み崇め祭り玉へり。今尾張の國熱田の宮に齋き祭り奉る所の
 神劔之矣

其八咫の御鏡は 崇神天皇の御代より伊勢國渡會の五十鈴の
 宮に齋き祭り玉へり。今の伊勢神宮
 天照皇大御神即ち之矣
 其神靈は代々至尊天皇が親しく御傳來し玉ひつゝ、今猶歷々昭々ど
 して天壤と窮り無き靈瑞を垂れ玉へり然りといへども我が
 至尊天皇は至慈。至仁。極乎。不拔。宇内。無比。無類の。眞父。眞親に。渡らせ玉
 ふが故に 皇極として億兆萬機一切を子視し玉ひ。至極の愛育を垂
 れ玉ふが故に。清は和光同塵の至仁慈を以て照臨し玉ひつゝ、深く鏡
 まらせ玉ひ此三種神器を以て輕々しく稜威を放ち玉はき。神器の利
 嚴を誠深く秘し。精み玉ひ。愉も偶物の如く或は在が如く或は影響
 の如く。群小等は唯。心中に存して。尊崇し奉り居るに止まるに至らし
 めつゝ。群兒等に慈乳を與へ玉ひて群兒等の胸中を。日夜に照らし。漸
 漸に。眞の智識を開かしめ玉ふ也。茲に於て
 至尊天皇の御宮中には 天照皇大御神の御神傳を奥深く秘し

收め置き玉ひて。古事記。日本紀の内に收め。萬葉集。古今集の内に收め玉ひ。伊勢。熱田。日前。出雲。住吉。布留。諏訪。鹿嶋。春日。及諸神宮神社に齋き祭り納め玉ひつ、其大儀式を深く秘せしめ玉ひて敢て群小に誇り玉はず。殊に八幡加茂に大神秘を收めて。親く祭り玉ひつ、代々の天皇至尊は時を以て其神秘を受け。繼がせ玉ひつ、殿く重く奥深く治め玉ひつ、天津日嗣に繼ぎ續き渡らせ玉ふ也

か、る尊き至尊なる大儀式の保存する。大皇國なるが故に此人民は歴々極乎依然として終始一貫に舊邦に俯仰し奉り。皆歴々として祖業を受け。祖職を守りて。世界無比。無類。統々として。唯一極なる至尊天皇に。歴事し奉り。眞の忠節。大義を。竭し奉る事を得也。故に臣民等皆。祖先も。兒孫等も。時々の非番。當番こそわれ。前後唯一に。貫徹して。唯一極の至尊に事へ奉りて。唯一君の至尊に忠節。大義を竭し奉るが故に。其忠節は。皆眞實の忠節也。其大義名分も皆。極乎として唯一極の至尊に事へ奉るの大義名分也。實に累代親の胎内より稟け保つ所

の忠節大義名分也。故を以て禮皆眞禮也。忠義孝信亦皆眞忠眞義眞孝眞信也。故れかくの如。萬機皆至眞。眞實の誠を。永世一貫に保ち照らし。て。上下一切に明に保たしめ玉へる。大皇國也。其理由を回顧すれば天朝太古既に極典有りて。宇内を照臨す。所謂天地を讀み明らかめ。資り。以て證徴する者矣。即ち古事記。日本紀。萬葉集。古今集等の御傳授に。收むる所也。されば。今茲に其極典の御傳授を。明細に。解き顯さむと欲するも。古言に暗く。古典を讀み誤る人多くして。其註解書に。猶解譯を加ふるに。あらざる限りは。了解に苦しむ者あり。故を以て。目今通じ。易き所の。俗言。俗字を以て。先づ其大跡を編みて。一讀了解せらる、事を宗として。此書を謹述し。古事記。日本紀。萬葉集。古今集等に。收まり有る所の。天朝固有の。極典の現存しつる事を知り得て。日夜に神徳の靈靈赫々たるを仰ぎ奉る事を得せしめ。各自皆。心底に於て。三種神器の。極典を眞信し奉り。

天照皇大御神は。堂々たる我が
皇室の
皇祖にして。吾人

臣民の
 教祖たり。吾人臣民の飲食は何人か是を創め是を教へたりしや。即ち我が
 大御神の創め玉ひ。教へ玉ひし事にあらずや。吾人臣民の衣服は何人か是を創め是を教へたりしや。即ち我が
 大御神の創め玉ひ。教へ玉ひし事にあらずや。吾人臣民の家屋構造は何人が是を創め是を教へたりしや。即ち我が
 大御神の創め玉ひ。教へ玉ひし事にあらずや。忠孝の教へ。文武の祭政も。何人か是を創め是を教へたりしや。即ち我が
 大御神の創め玉ひ。教へ玉ひし事にあらずや。我國天位授受の大典を定め。累代
 天皇の君臨すべき。大憲を定め玉ふも。何人か是を創め是を定め玉ひしや。即ち我が
 大御神の創め玉ひ。定め玉ひし事にあらずや。然らば則ち我が

天照皇大御神は我か 皇室の 皇祖に渡らせられ。吾人臣民の

教祖たる事疑ふべからせと謂ふ事を。徹知せしめて。皇國人の。皇國人たる。徳識を。全國に滿ち渡らせ。豫て知り辨へ置かしめて。此時節柄。若し外國人が突然途に會ひて。日本帝國の國儀は。ゐかに。亦皇尊は皇統一系連綿と
 天津日嗣に繼ぎ續き渡らせ玉ひつつ。外國に例無き尊き高き三種神器の事柄の實を。承りたしと尋ね求め。けらむ時に。賤の山がつ。海士乙女にても。其時に即答に。抑此大皇國は。
 天照皇大御神が天津宮に大坐在て。事始め玉ひし天津賦の大祭政を。神其儘に。歴々昭々と 天津日嗣に繼ぎ續き保ち玉ふ所の。
 大真道の御教が。固有し在りて。然る也と謂ふ事を。明に説き聽かし得しむる事を。押し並べて。易からしむる心得の程に。成らしめむとて。かくは編み輯ねたる此書ぞかし。故れ謹みて自緒す

神其神の容貌を視そなはするに其光華明彩しきこと大神に亞げり故に大神に配べて同じ事を知し召んとて月夜見尊に勅りして天津宮に適しめ玉ひき二柱の神又御子を生玉ふ御名を健速須佐之男尊と號け玉へり此御子勇け猛き性質に渡らせられたり年已に長玉ひたれば八握鬚鬚とて八握ある鬚鬚生たり猛く荒々しき性質に渡らせらるゝが故に常に二柱の神の教に順ひ玉はず啼泣ち恚恨を以て業とし玉ふ父母辱勅りしてのり曰く汝をして此國を治さば必も殘ひ傷ること多けん故に汝は極て遠き根の國を馭べしとて遂に御許を逐ひ玉へり

茲に我

天照皇大神は天津宮に在座て御躬親ら天下を治し召し玉ふべき神業を執玉ひ數限なく御心を痛め玉ひ玉體を苦しめ玉へり斯く御心を痛め御躬を苦しめ玉ふ内に其最も甚く御心を焦し玉ひたるは人の命を有つべき飯物を得たまふことなり此物もしなかりて人と云

ふ人たる者一日一夜も其體を保つこと叶はざりせば天下を治し召には何より前に無て叶わぬ御實らなり斯御心を焦し玉ふ内に田作物とて稻を得させ玉ひたり今の穀物並びに野菜類の如きは天地開關の頃には悉く野山にありつる物なり今の世となりても彼の北亞米利加合衆國カリフォルニア州の一部には天然の麥野あり印度國の一部には天然の稻田ありと云ふ茲に於て我

天照皇大神は深く悦ばせ玉ひ其稻は田に植玉へり其御田を名けて天の狭田長田と云ふ其始めて植玉ひたる御田の稻の甚よく實りたるを見そなはして深く悦ばせ玉ひ其稻を茹て精米となし御躬親ら是を炊ぎ玉ひて飯となし是を天津神

天御中主尊神皇產靈尊高皇產靈尊に捧けまつり其飯を御躬親らも聽し食玉へり此天津神に捧げまつり又親らも食上り玉ひつる御殿を名けて新嘗殿と云ふ此の事天津宮の定めとなし玉ひ年毎に新穀の初米を天津神に手向まつり大神御躬親らも聽し食る、事とは

なし玉ひたり(是我國の大祭新嘗祭の始なり此新嘗祭の事は下に記すべし)其次に御心を苦しめ玉ひつるは天下を治むるには衆民をして其豊なる所に置風雨を凌ぎ心安く其命を保たしめざるべからずとて家屋の建築に御心を注ぎ玉ひ新嘗祭し召す御殿を建玉ひたり(是を我國家屋建築の中祖となす)其次には此蒼生をして躬に絡はしめ寒き冬の日の苦しけを防ぎ熱き夏の日の凌をなすの道を創め玉はざるべからず時に口に糸して藪する虫を得玉ふ是を養蠶と名け御躬親ら是を養ひ其糸を採て衣服を織玉ひたり茲に於て衣食住の三の事悉く備り天下を治め玉ひたる大業全く具備れりされば我大神は深く此三の事の具備りたるを悦ばせ玉ひ稻穂を名けて齋庭穂と定め衣服を織せらる所を名けて齋服殿と定め玉ひ日日の神業として此の事を勉め玉ひ齋庭穂齋服殿とは天津宮の御殿に田を拓き玉ひ又其邊に服殿を造り玉ひて御躬親ら思ひ玉はせらるゝに此三の事の備りたるは全く吾方らのみにて備りたるにあらじ天津神

の御恵の然らしめし者ならんされは此稻は年毎に此初穂を天津神に捧げまつり此服も亦天津神に奉らざるべからずとて歳毎に初穂と初服とを捧呈まつり玉ひたり其天津神に捧呈まつる稻を造らせらるゝ田なれば外の田と其場所を異にせられ天津神に捧呈まつる服なれば其織殿を他の織殿と別たせ玉ひてかく名け玉ひし者なり是我國の皇田皇圃の始めにして宮中養蠶殿織殿の始めなり皇田をヌメヲミタ皇圃をヌメヲミハタと唱へ我列代の天皇陛下は此の大御定めを守らせ玉ひて代々確く此事を務め玉へり京都に在ては御所の御構の内に皇田皇圃に養蠶殿織殿あり今の皇城には西北の隅瀧見の御茶屋の前に皇田あり西の方田舎の御茶屋の前に皇圃あり赤坂御所内に養蠶殿織殿あり皇田皇圃は我天皇陛下が御躬親ら耕し玉ふ所る養蠶殿織殿は我

皇后陛下が官女を率ゐて御躬親ら養蠶の業を執せられ御躬親ら服を織せらるゝ所ろなり而して此皇田皇圃より収獲玉ひたる初穂初雜穀初野菜を以て新嘗祭の供物となし玉ひ養蠶殿にて取せられし糸にて織せられたる織物を以て。この祭の御禮服となし玉ひ質所に於て毎歲此の大祭を行はせらるゝなり現今此の祭りを分ちて二つとなし一は神宮新嘗祭と稱して十月十七日となし一は新嘗祭と稱して十一月二十三日宮中に於て行はせらるゝ斯此の祭を分たさせられしは深く我天照皇大神を尊崇し玉ふの至誠に出させられたるならん去る明治十二年北米國前大統領故クランド氏我國に來遊せられ我天皇陛下に懇請して宮中の御書式を問ひ奉り此の皇田皇圃を拜見し養蠶殿織殿を拜覽し新嘗祭の古事次第を承はり養蠶殿を賞し

我

天皇陛下に奏上して云く予今回世界の漫遊を企てたりしを以て到る所の帝王に謁見し往所の國々を觀察し古事古式を叩きて其次第を見聞したり然るに世界廣く各國多しと雖も日本如き古式の存せる帝室を見たる事なし日本天皇陛下の如く數千年の古式を實施嚴行し玉ふ帝王に謁せし事なし嗚呼日本國萬世一系の天皇豈故なからんや嗚呼日本國の臣民たる者斯る善美の帝室を戴き斯る至母の天皇陛下に事へまつる事誠に天地間無類の人民なり希くは此大祭大式を幾久しく將來に傳へさせられ如何なる場合と雖も息ることなからんことを欲す此祭式あれば此心ろあり日本國將來の隆運推計て知られたり云々と誠に尊き事にこそありける新嘗祭是をコヒアノマツリト謂ふシンショウサイとは維新以來の唱へなり此祭り我國古代より中古にありては盛んに行はれ

如何なる山村僻地と雖も如何なる賤しき人民たりとも全國舉つて是を行ひ我大神の神徳を尊讚し奉り我大神の大神に報じ奉りたり何の頃より此紋に尊き祭事破りたりしや知るべからざれども奈良の都の頃迄は確かに行はれたる者と察せらる斯る哀れなる事態となり行たりしが故に今の世となりては物知る人にあらざれば此祭の事を知者なく只々大内の祭とのみ心得て此の日に當るも祝旗をも出さず其業をも休まらず居者多きを見る誠とに歎ても餘りある事と云ふべし昔し此の祭りの廣く我國に行はれたる其確かなる證を擧ぐれば今の世となりても各地の田舎に至れば年毎に秋の田の實りを見圖り我田の最も秀でたる稻を撰びて蒔收是を初穂と唱へて天照皇大神より出雲の大神其他其人の尊む所の神明に捧げまつる慣習あり是に於て健速須佐之男命は父の尊に請ひまつりて宜

曰く吾今御教を奉じて出雲なる根の國に就らむとす故に大和なる天津宮に参りて姉の尊に見へ而して後永く退らむとす父の尊是を許し玉ふ因て須佐之男尊は天津宮に昇り階でます其勢ひ。すまじくして溟渤も鼓に盪ひ山岳も鳴り响るが如し是即ち神の性健きが故なりかゝる現状なるが故に

但し天津宮とあるは太古の皇室の尊稱と知るべし大國主の神のおはする宮を國津宮と申す復天津神國津神は中古雲上人地下人と謂ふが如し御傳授を受けて知るべし

天照皇大神早くも此事を知し召れ驚き玉ひてのり曰はく吾弟尊の來ること豈善意を以てすべけんや當に此國を奪はんとするならんか吾父母の尊既に諸の子に任せ玉ひて各も各もに其境を有たしむ。されば其國に就て其事を取こそ道理なり如何にしても其就べき國に往て此處を窺察こそ不審とて大神も亦其事に備へ玉ふ乃ち髪を結て髻となし裳を纏つひて袴となし八坂瓊の八百箇の御統を以

て其髻鬘及び腕に纏玉ひ又背には千箇の鞆と五百箇の鞆とを負玉
ひ臂に稜威の高柄を著弓肱を振起劔柄を急握り堅庭を踏で股を踏
どはして待玉ふ健速須佐之男尊はかくとも知で行玉へば大神は
沫雪をも蹴散かすが如く稜威の雄詰を奮はし稜威の噴讓を發して
徑ちに須佐之男尊に詰り問玉ひてのり曰はく汝し尊は何の意わり
て我許に至りたりしやと須佐之男尊答へ玉はく吾れは元めより黒
き心なし父母の尊已に厭しき勅のりありつるが故に永ぶるに遠き
根の國に就らんと思へり姉の尊と相見へすんば吾れ如何んぞ去る
に忍んや是を以て雲霧を跋沙り遠く來參つ意はざりき阿姉尊斯く
嚴顔玉はんどはと時に
天照皇大神復問玉はく然らば汝は何を以て其赤き心を明さんとせ
らる、や須佐之男尊對曰はく請願くは姉尊と共に誓申さん必ず我
心に於て最愛しつる物を捧げて赤心を明しまつらん姉尊も最愛し
玉はる物を吾れに賜るべしと大神のり曰はくさらば汝尊の十握

の劔を吾に授けよかしと須佐之男尊其請に順ひ十握の劔を解て大
神に捧げまつる大神其劔を取玉ひて打折て三段となし天の眞名
井に投入玉ひたり須佐之男尊は大神に請玉ひて八坂瓊の五百箇の
御統を授け玉へと云ふ大神は御躬親ら髻鬘及び腕に纏せる玉を
取て須佐之男尊に授け玉ふ須佐之男尊は其玉を受取て又天の眞名
井に投入れ玉ひき故れ此天の眞名井の御誓約に御子を産み玉ふ神
業は大祓祝辭を統御し居る天津金木の御傳授萬葉集筆執りの御傳
授古今集三木三鳥の御傳授大御庭橘櫻の御傳授等を授り奉りて人
の人たる徳位を知る人にあらざる限りは天津御祖神の産靈の蘊奥
をしらしめがたし此書は中等以下の初心生に示すを旨とするが故
に茲に畧す天勅神傳の奥儀を懇望の人々は儀式を履行して眞學に
従事すべし
是に於て大神は弟尊の赤き心を知し召れしが故に暫しが間須佐之
男尊を天津宮に滞在らせ玉ひたりき然るに健速須佐之男尊は其後

爲行甚だ無狀なし如何んどなれば 大神の御田なる天の狭田長田
 に行て春は重播種子とて猥りに種を降し玉ひ夏は其畔を毀ちとて
 其畔を毀ちて水を洩し秋は天の斑駒を放ちて御田の中に駒を伏し
 め又 大神が新嘗聽し召殿に尿を放ち玉ふされせも 大神は愠め
 玉はず常に平怒なる心を以て相容め玉ふ新嘗の殿を穢し玉ひたる
 を見そなはし。のり曰はく弟の尊は酒に酔て斯したりしならん然
 るに須佐之男尊は 大神の寛徳に感化玉はず彌益に悪き事のみを
 働さ玉ふ或時我
 天照皇大神が神衣を織つ、齋服殿に居在を見て天の斑駒を皮剝に
 はぎて殿の内に投入たり我 大神此業に驚動玉ひて梭を以て御身
 を傷玉ひたり 大神此の無狀なき行を見そなはし太く憫りを發し
 玉ひ天の石窟とていと堅き御殿に入玉ひ。磐戸とて強き戸を内より
 閉鎖玉ひて幽居せたり我
 天照皇大神が斯幽居玉ひたるが故に天津宮の政とて何一として行

はる、ことあく強き神は弱き神を斃し力ある神は力なき神を凌ぎ
 其現狀天地の内。常闇となりて晝夜の分ちもなきが如し是に於て八
 十萬の神等とて其時の人々天の安川の邊りに會合に集ひて神議に
 議り玉ひき其集りたる神の内に深く謀り遠く慮かるの神あり思兼
 の神と稱す其神常世の長鳴の鳥今の鳥を聚めて互に鳴しめ手力雄神
 をして磐戸の側に立しめ中臣の連の遠つ祖天兒屋命忌部の遠つ
 祖太玉命をして天香山の五百箇の眞坂樹を掘ちにとりて其上つ枝
 には八坂瓊の五百箇御統を懸け中つ枝には八咫鏡を懸け下つ枝に
 は青和幣白和幣を懸けたり猿女の君の送つ祖天鈿女命は手に茅纏
 の稍を持天の石窟戸の前に立て巧に俳優を佐つ亦天の香山の眞坂
 樹を以て鬘となし羅の蔓を以て手櫛となし火を焚て歡び笑ひ甚樂
 める神事をなしにき是時我
 天照皇大神此事を聽し召され天の磐戸を細めに開て是を窺はし玉
 ひて曰はく吾此頃石窟に閉り居つるに如何にぞ天鈿女命斯樂みつ

るやと此時手力雄神・大神の御手を取まつりて引出し奉る是に於て中臣神忌部神。窟屋戸の前に繩を引廻し乃ち大神に請まつりて曰く復還幸玉ひそと然して後諸の神等罪を須佐之男尊に歸られ天津宮を神逐に降玉ひき健速須佐之男尊は八十萬の神等に逐れ玉ひたるを以て天津宮を出去りて下つ國に降り玉ひ往々出雲國簸の川上に至りたりき此時尊は其心を改めさせられしが故に此邊にて八岐の大蛇を斬屠り一つの劔を得させられしかば其名を班雲劔と名け是を供神に命られて天津宮に贈り玉ひ我大神に獻まつりたり今の草薙劔是なり尊は是より稻田姫を妻と定め共に出雲國の清の地に至らせられ乃ち語て云く吾心清清しくなりぬと彼處に宮を建させられ稻田姫と共に住はせられたり或時尊歌よみしてのり曰く八雲たつ。出雲八重垣。つまごめに

八重垣。たつる。その八重垣を

此御歌は天津宮の祭事を國つ宮の政事に寫し顯し玉ふ形を示玉ふ。

八雲の八重垣に誠に深き闇ある事也そは天津金木萬葉集古今集橘櫻等深き御傳授を學び受け續ぎ奉りし上にて知り奉るべき事を須佐之男尊の御裔に大名持神又の名は大國主の神を生玉へり今の出雲の大社の神是なり是於て天津宮はいと安らげく平らげくして諸の神業も日増夜増に盛ひたりき又諸の神等も大神に仕へまつりて最忠やかに居し玉ひき又我

天照皇大神の御子正哉吾勝速日天忍穗耳尊は携幡千々姫を娶りて天津彦彦火瓊杵尊を生玉へり我大神は此の皇孫の尊を最も最も愛しく思し玉ふが故に皇孫尊を立て葦原の中國(日本國)の主と爲しめんと欲し玉ふ然るに國の遠き處には蜺聲邪神有つる事を聽し召れつるが故に我大神は此邪神を平むけ皇孫の尊をして主となすべき事を八十萬の神を召し問ひ玉ひてのり曰く吾葦原の中國の邪き者を撥平んと欲す誰を遣し宜らん希くは諸神等知る所を隠すと勿れと愈云く天穗日命は誠に是神の傑たる者なり試み玉はさ

る可んやと是に於て衆の言に順ふ即ち天穗日命を以て往て之を平
 げしむ然るに此神大國主神に倭り媚て三年になるも尙復命申さざ
 りき是に由て其子大背飯三熊大人又の名は武三熊の大人を遣はし
 玉へり是も亦其父穗日命に順ひて遂に復命申さじ是に於て大神
 更て諸神等を會へて遣はすべき者を問ひ玉ふ尙曰く天國玉の子天
 稚彦是ど壯士なり宜しく是を試み玉ふべし大神天稚彦に賜ふに
 天の鹿兒弓及び天の羽羽矢を以てし此神を遣はし玉へり然るに此
 神も亦忠誠ならず出雲國に至り顯國玉の女子下照姫を娶りて留り
 親ら言て云く吾も亦葦原中國を馭んと欲すとて遂に復命申さじ是
 に於て我天照皇大神久しく其復命中さざるを恠み玉ひ更に諸神等
 を會めて葦原中國に遣はすべきものを選び玉ふ尙曰く磐裂根裂神
 の子磐筒男磐筒女生所の子經津主神是長將なりと時に天の窟屋に
 住神稜威雄走神の子瓊速日神瓊速日神の子煥速日神煥速日神の子
 武甕槌神あり此神進で曰さく豈唯經津主神のみ獨り大丈夫にして

吾大丈夫に非さやと其辭氣慷慨故に經津主神に配て葦原中國を平
 げしむ此二柱の神是に於て出雲國五十田狹の小汀に降る此處は則
 ち大國主の神の住はる、所なり二柱の神十握の劔を抜て地に倒ま
 りに横て其處に踞々みて大國主神に問て曰く我
 天照皇大神皇孫の君をして天下を治し召しめんと欲す故に先吾等
 二柱の者を遣はして此國を駈除平定めしむ汝が意如何當に避まつ
 らんとするや否と時に大國主神對へて云く我子に問然る後に報命
 すべしと是時其子事代主神遊び行て三穗の碕に居釣魚を以て樂と
 なし或は鳥を遊ばしむるを以て娛となせり大國主神熊野の諸手船
 を以て使者稻背屋なる者を載て事代主神の許に遣はし
 天照皇大神の勅りを告しめ且其報命の辭を問せらる時に事代主神
 使者に語て曰く今天つ神此借問の勅あり吾父宜しく避まつるべし
 吾亦違いまつらじとて直ちに船の柁を踏みて避玉へり使者既に還
 て此事を復命申したり故に大國主神は則ち其子の辭を以て二柱の

神に白して曰く我怙めし子だにも既に避去ぬ吾も亦常に避まつるべし吾如し防禦申さば國の内の諸神等も必ず同じく禦申さん今我避まつらば誰か敢て不順ぬ者あらんやと乃ち平國の時杖所の廣矛を以て二柱の神に授けまつりて曰く吾此矛を以て此國を治め平治る功となせり天孫此矛を用て國を治め玉は必も味く天下を平治玉ふべし今我百足らず八十隈の將軍と共に隠れ去べしと言訖りて隠れましましたり

嗚呼大國主神父子は我國太古に在て誠忠無二の神にてましましたり宜なる哉我國列代の天皇陛下は深く出雲大社の神社を崇め玉ひ畏くも我伊勢の神宮に並べて尊び玉ひしこと此時大國主神は山陰全道より北陸全道其他の國々を開き治め嚴然たる北地の君と仰がせられたり然るに一朝大神の使者至るに達せらる、や一箭を放たず一刀を振ぎ北地全道を擧て皇孫に還し奉り其身を捨させられて二

心なきを證明し玉ひたり至忠至誠又加ふる者なし事代主神心に思せられしならん我身を捨すんば父の心を確ふすること能はざるべしと厥然として海に入り玉へり大國主神思はせられしならん我身を捨せんば大神疑ひ玉ふならんと斷乎として使者の目前に避け去り玉ひたり嗚呼我國の大義名分是に於て彰々乎たり宜なる哉我國の臣民今に至るも此大神の至誠至忠鴻仁大徳を尊び國家擧て是を尊信すること何の世にかは俗間大國主神の御傳を誤り稱して大國様と唱へ大黒天に混じ單に福利を與ふる神と假想し祭に至りたり思ふに中古の神職不肖の者あり佛者の流亞に倣ふて禍福の理由を架空に説出し終に神傳を毀損し奉りたるならん

故に經津主武甕槌の二柱の神の諸の不順ぬ神々を誅なひ盡し此國々を平げて天津宮に還らせられ其趣を
天照皇大神に復命申し上て曰く豊葦原中國は皆已に平げ竟ぬと我

大神深く悦ばせ玉ひ勅りして曰く然らば皇孫をして天下の事を治し召しむべしとて天津彦火瓊瓊杵尊に賜ふに八坂瓊曲玉及び八咫鏡班雲劔三種の神寶を以てし玉ひたり又中臣の上祖天兒屋命忌部の上祖太玉命猿女の上祖天鈿女命鏡作の上祖石凝姪命玉作上祖玉皇命是に加ふるに経津主命武甕槌命七柱の神をして供神と定め玉ひ常に皇孫尊に侍らしめ皇孫尊に事へまつれと勅りし玉ひたり又

皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊に勅らせてのり曰く豊葦原千五百秋の瑞穂の國日本國の名なり大神のは是我子孫王たるべきの國なり汝皇孫就て治むべし行よ寶祚の隆なること當に天地と明り無るべしと御手に八咫の鏡を持せられ皇孫に授け玉ひ之を祝てのり曰く此寶鏡を觀まさんこと當に吾を祝が如くし與に床を同ふし殿を共にし以齋の鏡となせ又御田の稻の穂を採てのり曰く齋庭の穂となすべしと是に於て我

天照皇大神の天業全く終り我

皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊我

天照皇大神に代りて七柱の神を率ゐて天業を續まつり日夜御心を煩はし玉體を苦め玉ひて天下を治し召玉ひたり

驚歎大いなる哉我大神の神慮盛んなる哉大神の神徳彼の曠味なる太古に當り人文未だ定らず天文未だ明かならざる時に當り人事凡百の事物を一定し玉ひ上は則ち我累代の

天皇陛下が尊奉遵守し玉ふ所の

神法神典を定めさせられ下は則ち吾人臣民が万代尊奉謹守すべ

き

神教を垂示し玉ひ衣食住の大事を訓導し玉ひたり我累代の

天皇陛下が尊奉遵守し玉ふ

神法神典とは何んぞ云く我

天照皇大神が御躬親ら營み玉ひたる凡百の神業是なり我大神

は元より神聖に渡らせ玉ひたるが故に一言一行悉く天理を窮め人道を盡し玉ひたり是を以て後賢起ると雖も企て及ばず後聖出ると雖も非議し奉ること能はず獨り企て及ばず非議し奉ること能はざるのみならず凡百の事物悉く法を大神の定め玉ひし所に仰ぎ典を大神の定め玉ひし所に依ざるべからず其大綱の例を奉れば左の如し

○大神御躬親ら稼穡の艱難を知し召れ御躬親ら御田を作らせ玉ひたり

◎大神御躬親ら臣神を率ゐさせられ蠶を養ひ糸を採り衣服を造らせ玉ひたり

◎大神御躬親ら臣神を率ゐさせられ家屋の制を定め建築の事を教へ玉ひたり

◎大神御躬親ら至孝の道を盡させ玉ひ親ら天津御祖神に事へて怠らせ玉はず彼の新嘗の務め則ち是なり

⑤大神御躬親ら至愛の情を盡させ玉へり彼の健速須佐之男尊を愛し玉ひし事是なり

⑥大神御躬親ら國家經營の大業に當らせ玉ひ一も其途策あらせられず彼の經津主命武甕槌命を出雲の國に遣はし玉ひ大國主命をして位を遜國土を奉還せしめ玉ひたり

⑦大神御躬親ら群神中に於て誠忠大節武徳兼備の臣神七柱を拔擢し玉ひ

皇孫に賜ひて奉仕せしめ玉ひたり

⑧大神御躬親ら皇孫尊の神聖なるを知し召れ此の國土をして皇孫に賜はせられたり

⑨大神御躬親ら寶器則ち三種の神器を定めさせられ是を皇孫尊に賜はせられ是に加ふるに齋庭の穂を以てし玉ひたり

⑩大神御躬親ら皇孫瓊々杵尊に勅せる詔勅を定め玉ひ僅々たる三言以て億萬斯年の後世を貫き玉ひたり

「大神御躬親ら稼穡の艱難を[○]知し[○]召れ[○]以て[○]後世に[○]訓示し[○]玉ひたる[○]が故に[○]我累代の[○]天皇陛下は此神法に[○]基き[○]路なきに[○]路を通じ[○]橋なきに[○]橋を架し[○]荆棘を[○]拂ひ[○]原野を[○]墾き[○]池塘を[○]穿ち[○]溜池を[○]築き[○]専ら[○]民生住むべきの[○]國務に[○]當り[○]玉へり[○]崇神天皇乙酉二年七月詔して[○]依網池[○]荊坂池[○]反折池[○]を作り[○]河内の[○]狭山[○]埴田[○]の[○]田に[○]注[○]げり[○]垂仁天皇二十七年[○]屯倉を[○]來[○]目[○]村[○]に[○]置[○]せらる[○]同[○]三十五年[○]皇子[○]五十瓊敷[○]の[○]命に[○]命[○]じて[○]河内の[○]高石[○]池[○]茅渟[○]池[○]を作り[○]せらる[○]冬[○]十月[○]大和[○]の[○]狭城[○]池[○]迹[○]見[○]池[○]を作らしむ[○]是[○]歲[○]諸國[○]に[○]令[○]して[○]池溝[○]を開[○]かし[○]むる[○]こと[○]凡[○]そ[○]八百[○]以て[○]農事[○]を[○]勤[○]む[○]應神天皇十一年十月[○]劔池[○]輕池[○]鹿垣池[○]坂坂池[○]を作[○]る[○]仁徳天皇四年[○]百姓[○]の[○]貧[○]きを[○]憐[○]み[○]玉ひ[○]詔[○]して[○]曰[○]く[○]自[○]今[○]後[○]三[○]載[○]悉く[○]課[○]役[○]を[○]除[○]き[○]百姓[○]の[○]苦[○]を[○]思[○]へ[○]と[○]同[○]十四年[○]十一月[○]橋[○]を[○]猪[○]間[○]津[○]に[○]造[○]らせらる[○]又[○]大[○]溝[○]を[○]感[○]玖[○]に[○]穿[○]ち[○]石[○]河[○]の[○]水[○]を[○]引[○]上[○]鈴[○]鹿[○]下[○]鈴[○]鹿[○]上[○]豊[○]浦[○]下[○]豊[○]浦[○]の[○]郊[○]原[○]に[○]溉[○]ぎ[○]四[○]萬[○]餘[○]頂[○]を[○]墾[○]田[○]し[○]玉[○]へり[○]其他[○]天智天皇は

秋の田の蒔穂の庵を視そなはして御衣を濡し玉ひ一條天皇は寒夜に民の疾苦を思し召されて御衣を脱せられ玉ふ斯の如きこと枚擧に遑まわらず是皆我列代の天皇陛下が深く我

大神の神法を遵守し玉ふの致す所ならん大神御躬親ら蠶を養服を織せられたるが故我列代の皇后陛下は親ら蠶を養御服を織せられし事新嘗祭の條下に述べたるが如

大神御躬親ら家屋建築の事に御心を苦しめ玉ひ質素質朴の龜鑑を示し玉ひたるが故に我列代の天皇は其神法を尊奉服膺履行遵守し玉はせられ宮殿飾らず皇城質朴行く所の山川を以て皇城となし至る所に行宮を設けさせられたり古人の所謂天子は家なし天下を以て家とすとは誠とに我列代天皇の謂なり近世と

京の 皇宮は池溝いけみぞを設け玉はず石壘せきりを築き玉はず平地ひらちに備たもか
堀ほりを設けて民家たみかと其區域そのくわくを異ことにせしのみ而して宮殿みやとん塗ぬす殿柱とんちゆう金
せず只ただに白木しろきを以て清淨せいじやうを主とするのみ斯かの如ごときの理由りゆうなるが
故ゆゑに我

今上いまじやう天皇陛下てんわうが今の皇宮きやうきゆうを經營けいぎやうし玉ふ時に當あたらせらるゝも數々かずかず
勅諭ちよくゆを下し玉ひて質素しつそにすべきの内命ないめいあらせられたり

我列代われれつだいの 天皇てんわうの德行とくぎやう以て城壁じやうへきとし玉ひ仁心にしん以て三軍さんぐんとし玉ひ
たるなり故ゆゑに我日本國わがにっぽんこくの山嶽さんかく丘嶽きやうたつは悉ことごとく是皇居このきやうきよの城壁じやうへきなり四方
の大海おほうみは悉ことごとく是皇居このきやうきよの池溝いけみぞなり嗚呼ああ尊たかき哉

斯かの如ごときの理由りゆうなるを以て我日本國わがにっぽんこく列代れつだいの
天皇陛下てんわうは尺寸しちゆんの邦土はうとも失うひ玉は老一撮らうさつの地土ちとも辱はづしめ玉は老我
天照皇大神あまてらすかみの 皇孫すまみに授たまけ玉ひし邦土はうとは即現今いまごころの邦土はうとなり我
天照皇大神あまてらすかみの 皇孫すまみに授たまけ玉ひし
寶祚たからは即いま

今上天皇陛下いまてんわうの 寶祚たからなり宇内うない廣ひろく各國かこく多おほしと雖も我國わがこくの如ごとき
邦土はうとはあらず我國わがこくの如ごとき

寶祚たからはあらざるなり
大神おほがみ御躬みこみ親おら至孝しこうの心こころを以て
天祖あまのそ並ならに父母ふぼの大神おほがみ則すなはち伊邪那岐いせなき伊邪那美いせなみ二柱ふたはしらの神かみに事ことへさせ
られ玉ひたるを以て我列代われれつだいの

天皇陛下てんわうは此大典このたいでんを遵奉そんぷう履行りやうぎんし玉はせられ累代ついで孝道こうだうを以て教典きやうてん
とし玉ひ一も此の大典このたいでんに背むかかせ玉ふの 天皇てんわうなし

神武天皇かむ紀元きげん四年二月二十三日甲申きのへさる
天皇てんわう大神おほがみを祭まつるの勅みことのりりに曰いく今諸虜いましよる既すでに平たいらぎ海内かいだい無事むじたり以

て天地てんちを郊きやうし大孝たいこうを申まをふべし云々 綏靖すいせい天皇てんわうは資性しせい純孝じゆんこう神武天
皇かむの崩ゆづりじ玉ふや悲慕ひぼ己おのれむことなし云々孝照こうしやう孝安こうあん孝靈こうれい孝元こうげんの四天
皇かむは各々おのづか孝道こうだうを盡つさせられ一に 神武天皇かむの大訓たいくんに順したがはせられ
玉へり

崇神天皇資性聰敏幼にして雄略あり壯んなるに及んで寛博謹慎
 神祇を崇重す神祇を崇重するは大孝を重ぬる所以なり十年秋
 七月二十四日詔して曰く民を導くの本は教化に有云々 垂仁天
 皇二十五年二月八日詔して曰く吾先皇神祇を禮祭し已に克躬を
 勤む日慎一日是を以て人民富足天下太平たり今朕か世に當り神
 祇を祭祀すること豈怠ること有んやと三月十日丙申倭姫をして
 豊鍬入姫に代らしめ 天照大神に齋奉らしむ倭姫 天照大神を
 奉じて伊勢に至り大宮を五十鈴川下に建させられたり
 應神天皇至孝恭順たり克神功后宮に事て怠らせ玉はず 仁徳天
 皇資性純孝たり應神天皇の遺詔を重んせられ 天位を受させら
 れざることを三年其弟菟道稚郎確く譲りて聽せられず遂に自盡し
 玉ひたるを以て止むなく 帝位に即せらる嗚呼我國 天皇の孝
 道茲に至りて極れ其勢日月を貫き天地を震動せしむるが如し
 予宇内各國の歴史を閲するに兄弟國を争ひ父子位を争ふの事史

上策を絶す甚しきに至つては子として父を弑する者あり弟とし
 て兄を殺せる者あり彼の羅馬太古の史上悉く然り支那國春秋戰
 國の更上元より然り然るに我が國此美事あり我國當年の美事を
 舉て彼の醜態無狀の現場に較ぶる時は殆んど天地を異にし人獸
 の社會を同ふせざるか如し
 皇國萬世一系の
 天皇天壤無窮の
 寶祚豈故なからんや是皆我
 天照皇大神の遺訓なり嗚呼貴き哉爾來漢學の我國に入るや累代

の
 天皇陛下は必ず孝經を以て讀書の始とし玉ひたり
 大神御躬親ら至愛の情を以て彼の健速須佐之男命の如き猛烈悍
 勇なる弟神を感化し玉ひ龜鑑を出し玉ひたるが故に我列代の
 天皇陛下も此の事を遵奉し玉ひ皇弟皇妹を愛重せられたるが故

に兄弟の間列代至親の情義を醸成せられ彼の他外國の如き不幸の沿革を見られし事なし又我國の皇子皇孫皇弟皇妹の如きは健速須佐之男命の如き猛勇絶倫の神すら遂に皇位の犯すべからざるを悟らせられ悦服恭順して彼の班雲の寶劔を我

天照皇大神に献上し子孫を戒めて皇孫に抗せしめざりしを追感し決して非望の心を抱きし者なし神武天皇の皇兄五瀬の命は流矢に中りて薨去せられ稻飯命三毛入野命は憤慨海に入りて薨せられたり其身皇兄たりと雖も天位の以て尊重せずんばあるべからざる理由を明らかにし玉ひたるが故に矢石を犯し賊軍に當り死を以て神武天皇に奉仕し玉ひたるなり此他累代の皇弟若くは皇兄たる者謹慎恭順して大義の存する所を守らせられ内に在つては以て當時の天皇を補佐し奉り出ては以て國造或は縣主となり専ら

朝政凡百の責任を盡し玉ひたり或は文學を務めて教育の大任に當れる者あり或は武技を學んで亂賊を平げ國家を鎮定せらる、者あり或は山川を跋渉して國土を開拓し農桑を勤めて富強の基本を開きし者或は路なきに路を通じ橋なきに橋を架し池溝を築き溝渠を設くる者あり

神武天皇東征の當日より文武天皇の終りに至る迄其年度千三百七十餘年間國家の大任に當り國家の福利を計畫し以て當時の天皇陛下を補佐し其躬を戰陣白骨の間に晒し其躬を邊境芥野に埋めし者悉く是皇子皇弟並に親王諸主なり嗚呼我

天照皇大神の神典尊き哉、大神御躬親ら國家經營の大業に當らせ玉ひたるが故に我列代のも以て臣下に委ね玉はせ

神武天皇東征の時に當り親ら三軍を率ゐて日向の帝都を獲し玉

ひ皇子皇兄に命じて將軍たらしめ進んで浪速に至り轉じて大和
 に入る親ら矢石を犯し萬軍に當り玉ひ親ら有効を賞し親ら有罪
 を罰し降服を納歎心を責むも臣下に委ることなし中國既に定る
 に至るや親ら地形の如何んを視察し玉ひ大和國畝傍山の東南檀
 原に帝室を經始せらる可美眞乎命。道臣命をして禁軍の警衛を掌
 らしめ又同命及び天日方。奇日方命を以て政大夫となし珍彦を以
 て大和の國邊となし天種子命。天富命をして左右に侍つて政事を
 執しむるが如き主として親裁親斷にあらざるはなし
 斯の如きの理由なるを以て 列聖相續神孫相代り以て治國の天
 職を盡させらる就中其最も盛んなる者は 景行天皇なり天皇親
 から國家を經營し四方を鎮定せらるゝが爲めに國家を巡狩せら
 る西は日向に至り東は關東安房に至る南は紀伊に入り北は美濃
 に入り東巡西狩し玉ひつゝ、安居し玉はせられず外に居玉ふこと
 前後十年大臣武内宿禰に命じて東與及び蝦夷地に遣はされ諸國

の地形民風を觀察せしめ皇子日本武尊に命じて東與蝦夷地を鎮
 定せしめらる實に盛んなりと稱すべし 仲哀天皇は親ら熊襲を
 征し玉ひ賊矢を倭じて崩御玉へり 神功后宮神武絶倫深く先
 帝の本幸を悲ませり 然志を決して三韓を親征せらる 神后
 將に三韓を征し玉はんとすや群臣に諭してのり曰はく吾は婦
 女は世に不育たが當は假に男子に狀り以て雄略を資けん上は則
 ち神祇に倚り下は則ち群臣に頼り兵甲を振て險浪を渡り船艦を
 盤へや有罪を征すべし事成ば群臣と其功を共にせん成すんば吾
 獨り罪あらざる何ぞ其盛んなるや一征に三韓王を臣服せしめ永
 久國家の邊難を掃ひ玉べり 應神天皇至孝の志を以て能く一神
 后の遺業を繼せられ玉ひ寛嚴並び行はせられて三韓を制御し玉
 ひ備を敬し學を興じて大に國家の政務を振張し玉ひたり 仁徳
 天皇至仁至孝の志を以て帝位に即せられ玉ひ親ら玉體を責させ
 られ親ら心志を誓め玉ひ民を視こと傷むが如く國を重せらるゝ

こと珠玉の如く親ら儉して民を愛し親ら損じて國を益す天皇の
 り曰く君たる者百姓を以て本と爲す百姓貧しければ朕貧し百姓
 富ば朕富しなり米だ百姓富で君貧しき者あらじと斷じて三歳の
 間課役を除き玉へり是に於て御衣鞋履撤れ盡されば更め作らず
 温飯煖羹暖饌せされは是を易玉はず宮垣頽るも造らせられ屋
 宇壊るも葺せられず人民是を聞て感激に堪ず人民之を見て恐
 懼に堪ず各自進んで朝貢を獻じ男女相助けて宮室を經營し奉る
 に至りたり是を以て五穀豐穰百姓殷富人々徳を詠むるの聲あり
 家々康哉の歌あるに至り路は捨たるを拾はず夜は戸を鎖せして
 寝ね二十餘年刑なきに至りたりと云ふ嗚呼我國の幸福是に至り
 て極まれりと今の所謂最大幸福とは是を之謂ふなり我
 天皇皇大神の神典神法是に至りて一大自然の光彩を放ち國家の
 隆盛又加ふるなし履仲反正允恭安康の四天皇各々盛徳を以て
 天位に昇らせ玉ひ各朝應神仁徳兩朝の典憲を確守し玉ひたり然

るに安康天皇不幸にして眉輪の逆手に罹らせられ玉ひ是より
 凶野天國を覆ひ朝運稍弛まんとする者の如し角刺の宮の女
 王天位に即せ玉はざるに依て繼主なく顯宗仁賢の二皇子を
 迎へ奉りて是を立つ此兩朝の天皇何れも明主賢君たりと雖も朝
 運遠巡振はざるに至りたり是より武烈繼體安閑宣化の四朝を通
 ぎ欽明天皇に至る天皇の十三年百濟王釋迦佛の金像及び經論
 精蓋等の物を獻す天皇賢明是を信せず佛像を難波の堀江に投じ
 玉ひたり敏達天皇も亦賢明聰達佛法を信じ玉はず蘇我馬子に
 附りして曰く汝獨り之を信せよ他人を勝越すること勿れと馬子
 深く之を信ず用明天皇に至り馬子切かに政權を握りにせんと
 欲す大連物部守屋之を愛ふ馬子佛法の故を以て皇子豐聰の宮と
 稱く交はり遂に守屋と兵を構ふ守屋利あらずして之に死す是を
 我國開闢以來の一大事變となす何んとなれば政權下つて馬子の
 掌中に歸し天皇虛位を守り玉ふが如きの弊竇に始まればなり

馬子大逆 崇峻天皇を弑し奉り遂に進んで大逆無道を圖り恐れ
 多し神祇の神統を我家に移し己れ親ら
 天位に昇がたを欲するに至る故に馬子の死するや其子蝦夷を以
 て大臣とあす推古天皇佛説に感溺玉ひ馬子の奸佞甘言皇子庶
 戸子の太の説を信じ玉ひて
 天位は昇らざれば爾然
 夫爾皇天神の神法神典は反かぜられ國家の萬機を擧て逆臣蝦夷
 に委ね玉へり嗚呼茲に至つて天地騰騰日月晦冥又何ん共する
 を遂に遂に至りたが
 繼を遂じやむ事にて其父祖の惡謀を果さんとする者の如し
 源鏡越山 慷慨憤々皇子中大兄を合せ終に逆賊入鹿を誅
 戮し爾我三代の禍害を掃蕩じたり茲に於て皇子中大兄藤原鎌足
 孝德齋明二朝を補佐し奉り百害を除き千弊を矯め大に國家の

中興を圖れり

天智天皇位に即せらるゝに及び百邪千害悉く退き國家の萬機整
 然として振ひ國家中興の業全く備はる然りと雖も佛法深宮を感
 はし 天皇天位に飽の弊に至りては彌益甚だしきに至りたり
 孝謙天皇佛法に感溺し妖僧道鏡を鍾愛して大事を誤れり此の時
 に當り和氣清麻呂の誠忠大節なかりせば
 天位を辱かしめ
 神器を穢し奉るも未だ知べからざりき清和天皇敎明の實を以て
 凡百の弊政を改更し玉ひたりしにも關らず過て
 神典に迷せられ壯歲政務に倦みて隱遁避世の佛説に迷せられ終
 に
 天位を幼冲の皇子に傳へ玉ひて遁世せられたり實に天皇終世の
 大過と謂ふべし是に由て隱遁避世の佛説宮中に横行し代々幼冲
 の皇子に位を譲らせられ壯歲佛門に歸して大政に關り玉はず是

を以て外戚藤原氏の專權横恣を惹起し次て源氏將帥の跋扈を醸成し轉じて平氏の横逆あるに至り又轉じて大權東遷して再び恢復すること能はざるに陥りたり嗚呼神法神典の尊きこと斯の如し是に順へば帝室盛んに國家豊かなり是に違へば帝室衰へ國家亂る、也恐るべきの甚だしき者なり

今茲に讀者の參考の爲に我國神算大神秘御傳授の次第復前後天皇の即位並に在位の年月を揚ん

天照皇大御神

神算七百五十年

忍穗耳尊

神算三百七十五年

瓊々杵尊

神算三百六十五年

彥火々出見尊

神算五百八十年

鷦鷯草葺不合尊

神算三百五十四年

以上地神五代

○をかたまの木
 ○みよしのの吉野の灘に。うかびいつる。あはを。か
 紀とものり

○かはなくさ
 ○うば玉の夢になじかは。那ぐさまむ。
 うつつにだるも。わかぬ心を
 ふかやふ

○さかりこけ
 ○花の色は。たゝひとさかり。濃けれども。
 としふる

かやすくぞ。露はそめける
 ○わが門に。いなおほせ鳥の。鳴くなべに。
 延喜天皇

朝ふく風に。尸は來にけり
 御制

○わが見ても。久しく成りぬ住吉の。
 岸のひめ松。幾代經ぬらむ。

○橘は。實さへ花さへ。其葉さへ。
 御制

枝に霜れけぬ。いや常山の木

○皇の御代葉はむと。東も。

みちのく山に金花咲く。

家持

此御歌の如き尙く尋く深く聖妙き神の道。皇國の大儀式を。讀み收め奉りて。代々の歌典の内に。秘藏しつ。尋く深き。御傳授を以て。皇國の眞を。親く傳へ玉へる事は。代々の大内の。大儀式にして。近ごろは。其職。其家の人ならでは。知る無きに至りたり。今此種々の。御傳授を。明に受け。得奉りて。皇國の眞の。極乎たる。極典の。眞味を。明らかめ奉るべき者也。此誠を。伺ひ知り奉れば。中ごろのみだれば。おのづから知り得らるる也。

上の件の神祕の御歌の御傳授は。代々の 天皇陛下は必ず必ず深く齋戒し玉ひて伊勢加茂八幡を始め諸の大神に御祈りを掛けさせられ玉ひて其職々の家の人を以ちて御傳授を受けさせられ玉へる宮中の大儀式也

神武天皇	五十六歳即位	在位七十六年
綏靖天皇	五十二歳即位	在位八十四年
安寧天皇	十九歳即位	在位三十八年
懿德天皇	十四歳即位	在位七十七年
孝照天皇	三十二歳即位	在位八十三年
孝安天皇	三十六歳即位	在位一百二年
孝靈天皇	五十二歳即位	在位七十六年
孝元天皇	六十歳即位	在位五十七年
開化天皇	五十五歳即位	在位六十年
崇神天皇	五十二歳即位	在位六十八年
垂仁天皇	四十二歳即位	在位九十九年
景行天皇	八十四歳即位	在位六十年
成務天皇	四十九歳即位	在位六十年
仲哀天皇	四十四歳即位	在位九年

應神天皇	五箇位五拾七年	在位百十一年
仁德天皇	四十二歲即位	在位八十七年

以上。上古十五代

清和天皇	九歲即位	在位十七年
陽成天皇	十歲即位	在位八年
醍醐天皇	十三歲即位	在位三十三年
朱雀天皇	八歲即位	在位十七年
圓融天皇	十歲即位	在位十五年
一條天皇	七歲即位	在位二十五年
後一條天皇	九歲即位	在位二十七年
堀川天皇	八歲即位	在位二十二年
鳥羽天皇	五歲即位	在位十六年
崇徳天皇	五歲即位	在位十八年
近衛天皇	三歲即位	在位十四年

六條天皇	二歲即位	在位三年
高倉天皇	八歲即位	在位十二年
安徳天皇	二歲即位	在位四年
後鳥羽天皇	五歲即位	在位十四年

以上。中古十五代。嗚呼我國中古の事見るべき者なし斯の如きの沿革なりしが故に朝廷の微弱性しむに足らぬ國家の衰頽元より然り古人云々天運巡還して往て廻らざることをなしと誠に然り我今上天皇陛下維文。維武斷じて千古の積弊を一洗し御躬親ら三軍を帥ひて四方を鎮靜し親ら四方を巡狩せられて國土民風を觀察し玉ひ技師を海外に徴し使臣を列國に遣はし廣く宇内の善美を採り普く各國の典憲を講明せられ

神法に遵由し

神典に基き大憲を定め公議を盡し玉ひ雄心豪歩して以て國家の中興を圖り玉へり茲に至つて我

天朝三種之神器彌尊く

神法神典内外を照臨し玉ふ

大神御躬親ら群神中に於て誠忠大節武德兼備の臣神七柱を援擢

し玉ひたるが故に賢才登用の道全く開けたり

神武天皇珍彦推根津彦等を鄙夫より採用し嘗て道臣命を擧て大

政に参判せしむ爾來列聖斯の如し苟も此の

神法に反くに至れば朝廷忽ち衰微を來し帝室頽敗爲ことな

に至る用明天皇の時に當り皇子豊聰

神法に背反し崇峻天皇も亦

神法に背かせられたるを以て忽ち蘇我三代の惡逆暴道あるに至

る其後藤原氏大政を私しするに及び要職其家に在て其人にあら

ず茲に於て賢才登用の道全く吐絶し武士天下に横行し朝政彌々

弛廢するに至れり保元平治の亂元より怪むに足らず養和壽永の

争鬪源因する所彰々乎たり是に由て建武延元の頃に當りては積

弊凝て解こと能はず惡習染て洗ふこと能はず後醍醐天皇の英

武なるも護良親王の神武絶倫なるも楠正成の純忠至絶の名將あ

るも新田義貞の誠忠大節の良將あるも賊矢を拂ふて國家を清む

ること能はず賊酋を梟して四海を安んずること能はず千古の恨

を呑み萬世の長涙に咽び空しく忠屍節骨を擧て天日に晒せし

み下りて應仁文明の亂に至りては天地曠曠日月晦冥又何とか言

はん嗚呼

神法違背の禍害斯の如く其甚だし

神典背反の罪斯の如く其恐るべし我

今上天皇陛下神武不殺蚤に中古以來の積弊を掃除し玉ひ賢才を

登用し愚魯を廢黜し謹慎以て

神法神典を遵守し玉ひ以て現今の隆盛あるを致せり

大神御躬親ら皇孫尊の神聖なるを知し召れ此國土をして皇

孫に賜はせられ

神[○]器[○]を[○]舉[○]て[○] 皇[○]孫[○]に[○]授[○]け[○]玉[○]ひ[○]た[○]る[○]が[○]故[○]に[○]我[○]累[○]代[○]の[○] 天[○]皇[○]陛[○]下[○]は
 此[○]の[○] 神[○]典[○]を[○]遵[○]奉[○]し[○]玉[○]ひ[○]た[○]り[○]我[○]國[○]
 神[○]器[○]授[○]受[○]の[○]法[○]た[○]る[○]や[○]賢[○]明[○]を[○]撰[○]み[○]で[○]長[○]庶[○]を[○]論[○]じ[○]賜[○]は[○]す[○]左[○]に[○]其[○]證[○]を[○]
 舉[○]て[○]之[○]を[○]示[○]さん
 神[○]武[○]天[○]皇[○]は[○]鷓[○]鴒[○]草[○]葺[○]不[○]合[○]尊[○]の[○]第[○]四[○]の[○]皇[○]子[○]た[○]り
 綏[○]靖[○]天[○]皇[○]は[○]神[○]武[○]天[○]皇[○]の[○]第[○]五[○]の[○]皇[○]子[○]
 懿[○]德[○]天[○]皇[○]は[○]安[○]寧[○]天[○]皇[○]の[○]第[○]二[○]の[○]皇[○]子[○]
 孝[○]安[○]天[○]皇[○]は[○]孝[○]照[○]天[○]皇[○]の[○]第[○]二[○]の[○]皇[○]子[○]
 崇[○]神[○]天[○]皇[○]は[○]開[○]化[○]天[○]皇[○]の[○]第[○]二[○]の[○]皇[○]子[○]
 垂[○]仁[○]天[○]皇[○]は[○]崇[○]神[○]天[○]皇[○]の[○]第[○]三[○]の[○]皇[○]子[○]
 景[○]行[○]天[○]皇[○]は[○]垂[○]仁[○]天[○]皇[○]の[○]第[○]三[○]の[○]皇[○]子[○]
 成[○]務[○]天[○]皇[○]は[○]景[○]行[○]天[○]皇[○]の[○]第[○]四[○]の[○]皇[○]子[○]
 仲[○]哀[○]天[○]皇[○]は[○]日[○]本[○]武[○]尊[○]の[○]第[○]二[○]の[○]王[○]子[○]

應[○]神[○]天[○]皇[○]は[○]仲[○]哀[○]天[○]皇[○]の[○]第[○]四[○]の[○]皇[○]子[○]
 仁[○]德[○]天[○]皇[○]は[○]應[○]神[○]天[○]皇[○]の[○]第[○]四[○]の[○]皇[○]子[○]
 仁[○]德[○]天[○]皇[○]の[○]時[○]に[○]當[○]り[○]菟[○]道[○]稚[○]郎[○]子[○]深[○]く[○]長[○]庶[○]兄[○]弟[○]の[○]秩[○]序[○]を[○]守[○]ら[○]せ[○]ら
 れ[○]親[○]ら[○]死[○]を[○]誓[○]て[○]位[○]を[○]天[○]皇[○]に[○]讓[○]ら[○]せ[○]ら[○]れ[○]玉[○]ひ[○]た[○]る[○]が[○]故[○]に[○]爾[○]來[○]大[○]に[○]
 兄[○]弟[○]の[○]秩[○]序[○]を[○]論[○]ず[○]る[○]に[○]至[○]れ[○]り[○]其[○]後[○]顯[○]宗[○]仁[○]賢[○]の[○]二[○]天[○]皇[○]も[○]亦[○]長[○]庶[○]を[○]
 論[○]じ[○]玉[○]へ[○]り[○]然[○]れ[○]ども[○]顯[○]宗[○]天[○]皇[○]は[○]皇[○]兄[○]の[○]固[○]辭[○]奪[○]べ[○]か[○]ら[○]ざ[○]り[○]し[○]を[○]以[○]
 て[○]兄[○]に[○]先[○]ん[○]じ[○]て[○]帝[○]位[○]に[○]即[○]せ[○]ら[○]る[○]其[○]後[○]推[○]古[○]天[○]皇[○]皇[○]女[○]を[○]以[○]て[○]大[○]統[○]
 を[○]繼[○]せ[○]ら[○]れ[○]皇[○]女[○] 皇[○]位[○]を[○]繼[○]ぐ[○]の[○]例[○]を[○]出[○]せ[○]り[○]下[○]つ[○]て[○] 持[○]統[○]天[○]皇[○]に[○]
 至[○]り[○]又[○]元[○]明[○]元[○]正[○]の[○]二[○]朝[○]に[○]及[○]ぶ[○] 聖[○]武[○]天[○]皇[○]位[○]を[○]皇[○]太[○]女[○]に[○]讓[○]る[○]是[○]を[○]
 孝[○]謙[○]天[○]皇[○]と[○]稱[○]す[○]天[○]皇[○]内[○]廷[○]治[○]ら[○]ず[○]妖[○]僧[○]道[○]鏡[○]を[○]愛[○]し[○]て[○]國[○]家[○]の[○]大[○]事[○]
 を[○]惹[○]起[○]さ[○]る[○]茲[○]を[○]以[○]て[○] 天[○]皇[○]の[○]位[○]を[○]去[○]る[○]に[○]及[○]ぶ[○]や[○] 皇[○]女[○]に[○]し[○]て[○]
 大[○]統[○]を[○]繼[○]嗣[○]せ[○]ら[○]る[○]、法[○]規[○]を[○]廢[○]棄[○]し[○]又[○]長[○]庶[○]兄[○]弟[○]の[○]秩[○]序[○]を[○]も[○]規[○]定[○]せ[○]
 ら[○]れ[○]た[○]り[○]き[○]大[○]神[○]御[○]躬[○]親[○]ら[○] 寶[○]器[○]則[○]ち[○]三[○]種[○]の[○] 神[○]器[○]を[○]定[○]め[○]さ[○]せ[○]ら[○]
 れ[○]是[○]を[○] 皇[○]孫[○]尊[○]に[○]賜[○]は[○]ら[○]せ[○]ら[○]れ[○]是[○]に[○]加[○]ふ[○]る[○]に[○]齋[○]庭[○]の[○]穗[○]を[○]以[○]て[○]し[○]

玉ひたるが故に我列代の
天皇陛下是を謹奉恭守し玉ひ
天位授受の

神寶となし産も此の

神典神勅に違はせられず 聖子相嗣

神孫相受以て

今上天皇陛下に至りたり其

神寶は

○八坂瓊の曲玉

○八咫の鏡

○斑雲の劔一名草薙の劔是なる

此三種の神器は目今現在靈々赫々神々昭々として現存照臨し玉
ひ其神靈は現在八極を産靈治め玉ひ其八咫の鏡は現在至大天球
之中を照り徹して世の物事を明に寫し留め玉ひ其草薙の劔は眞

嚴極乎として世の善惡邪正を明に切り合け定め玉ふ矣

天照皇大神御手に寶鏡を執り祝して曰く吾兒之を視まさんこと
猶吾を視るがごとくせよと

聖子神孫寶鏡を仰て影を其中に見る見る所の者は即ち

大神の遺體にして(遺體とは 大神恒に此鏡を愛し玉ひて 御躬

を寫し視をなはせしが故に其鏡には吾躬の眞を還し置玉ふとの
意なり)視ること猶

大神を視るが如し是に於て遠を追孝を申ね身を敬し徳を行ふ故

に孝道立されば國君たること能はむ蓋し徳明威孝の四つの者を
具備して以て億兆に臨むべし以て天下を治むべし夫れ斯の如く

ならば

寶祚の隆盛天壤と窮極なかるべしと嗚呼深い哉

神慮嗚呼厚い哉

神勅天子の徳何を以て之に尙ん是を以て我列代の

天皇陛下は深く此

神寶神勅を重んぜられ儲嗣の皇子は賢明を撰んで長庶を論せず
(前章詳述したるが如し)故れかくの如き神稜威靈殿なる事一切世
界の動植までが皆悉く歸順し奉り居る至真道理の神典の靈重な
るが故に此三種の神器を恭敬肅禮眞信する者は 至尊天皇陛下
の御德澤を蒙り奉り天津神。國津神の御惠愛を蒙る故に身安く命
長く子子孫孫富み榮へて眞實恒幸福を得る事疑ひ無き也矣。若し
是に反して此靈神器に向ひ奉りて不敬。虚禮。輕粗の心を起し奉る
時は正に其應分の祟を蒙り奉る也矣。況や野心を挿し挟み或は逆
心を挿挟ひに於ては忽ち吐血發狂終に命期を促盡し其子孫一類
をも滅盡するに至るべし。世に意を注ぎて見張り居れ必ず必ず至
誠感伏する事あるを嗚呼

神寶の授受を以て天位授受の正式と定めさせられ如何なる場合
と雖も此の 大典を破らせられず請ふ其大畧を述ん六條天皇は

年二歳にして即位在位僅かに三年萬機平清盛の左右する所とな
り後白川上皇の裁決し玉ふ所たり然りと雖も正禮に依て即位の
大式を行はせられ
神寶を擧て天皇に加へ玉ひたるが故を以て
正統の君主となす 安徳天皇も則ち然り天皇三歳にして即位せ
らる蓋し平清盛の擁立する所たり然りと雖も正式正禮に依り
神寶を擧て天皇に加へ奉りたるが故に正統の君主たり天皇曾て
平氏に奉せられて西海に幸せらる、や京師空然君主なきに至れ
り後白川法皇高倉天皇の第四子尊成親王を立つ是を 後鳥羽天
皇となす天皇時に年僅かに四歳たり而して其 血統を論ずる時
は堂々たる 聖子神孫にして高倉天皇の皇子たり然りと雖も正
禮正式に依て登極の
神寶を受けさせられざりしが故に未だ以て正統の君主たる事を
得ず文治元年三月二十四日 安徳天皇長門國壇浦の海に崩じ玉

ふ源義経

神器を奉じて京師に歸る是に於て 後鳥羽天皇始めて我
 正統の君主たる事を得玉ひたり下つて南北兩朝の時に至るも亦
 然り北朝光嚴皇子は後伏見天皇第一の皇子たり故に其皇統を論
 する時は堂々たる 聖子神孫たりしが故に祚を履み統を嗣元よ
 り嫌なし然りと雖も
 神器南遷して北庭にあらま殊に皇子は賊臣足利尊氏の推立する
 所にして私しに
 神器を摸造し
 神勅に背反す是を以て我國
 正統の君主たることを得ず其代を數ふれば前後六代其年を閱す
 れば前後六十四年決して僅小の日月と謂ふべからま此間善政美
 事なきに非き賢明の主なきにあらま然りと雖も
 神器を受けさせられず

神勅を遵奉するに至り玉はず如何ぞ

正統の君主と謂ふを得ん

後龜山天皇弘和九年十月足利義滿其臣大内義弘六角滿高に命じ
 南廷に来て和義を請はしむ 天皇詔して之を許す 天皇屢興に
 駕し吉野の行宮を發し玉ふ關白以下皆從ふ群臣多くは戎衣す是
 月二日 車駕京師に至り嵯峨の大覺寺に入玉ひ儀衛具さに備は
 る北朝後小松帝及び義滿是を見て以て來降の禮に非すと爲し使
 者を來らしめ其不法を詰問す天皇使者を引見し大に宸怒せられ
 叱してのり日朕親しく
 三種神器を奉ず位號の繫る所甚だ重し其理當に乃の君を以て子
 ど爲し宜らく
 神器を傳ふべし何んぞ來て曉々たるやと使者恐れ去る是に於て
 和議殆んど破れ都下騒動す六角滿高北帝を諫て曰く 天皇の詔
 り理明かにして義正し

神器未だ歸らず則ち南朝 天皇は眞の天子なり 命に逆ふべからずと滿高遂に行宮に行て和を定む五日 天皇親ら

三神器を 北帝に傳へ玉ひたり是を南北兩朝統一の實歴史となす嗚呼尊き哉神寶神勅。國家如何なる事變あるも朝廷如何なる場合あるも我

神寶は以て動すべからず我

神勅は以て亂るべからず日月と光を争ひ天地と悠久を共にし以て

今上天皇陛下に達しつづ猶永世無窮を期し玉ひたり世界廣く萬國多しと雖も斯る尊き事例ありや否や謹んで神寶至尊の理由を述ぶ 寶祚萬歲萬々歳 畏くも神器の由來歴々昭々乎として

天照皇大神より傳はり玉ひたる

神寶は 天孫彦火々出見尊より累代奉授して 崇神天皇に至る

其理由は

神勅に依違して則ち

神寶を仰ぎ以て

天照皇大神の神靈と定め奉り代々宮中に

奉安して奉事し玉ひたり 崇神天皇六年百姓流離或は背叛する

者あり 天皇深く憂惕し玉ひ親ら罪を神祇に請せらる此に至り

神靈を瀆し奉らん事を恐れ皇女豊鍬入姫に命じて

神鏡靈劔を大和國笠縫の邑に遷して是を奉祭したり此時 天皇

其鏡劔に摸して新たに鏡劔を造り玉ひ是を 宮中に

奉安し以て護身の御璽となし玉ふ其後垂仁天皇二十五年三月十

日 天皇倭姫をして豊鍬入姫に代らしめ

天照皇大神に奉齋せしめ玉ふ

倭姫

天照皇大神を奉じて伊勢に至り齋宮を五十鈴川の上に建て奉齋し玉へり即ち今の神宮是なり其後景行天皇の四十年東奥亂るるに當り天皇日本武尊に命じて是を征討せしめ玉ふ日本武尊命を奉じて帝都を發し路を枉げて伊勢に至り以て神宮に參謁し賊徒追討の成功を禱らせらる又倭姫に面し告て曰く今勅りを奉じて東征し以諸の反者を誅せんとす故に來て辭別すと姫命

神劔を取り授けて曰く慎み怠ること勿れと是全く天皇の内論に出しならん日本武尊

神劔を奉じて出玉ふ其より尾張國に至り國造建稻種命の家に入らせられ進んで駿河國に至る土賊陽はに歸順の狀を表し尊に告て云く野に麋鹿多し狩し玉は、大に獲べしと尊其言を信じ遂に野に獵せらる然るに賊徒風に乗じて火を縱ち以て尊を失なひ奉

らんと欲す。尊此狀を見玉ひ始めて欺かる、を知し召し燧を鑿て火を取り逆へ焼て賊を攻め神劔を抽て荆蕪を拂はせらる是に由て免がらせられ玉へり是より

神劔の御名を更めて草薙の劔と稱せらる日本武尊是より東北に進ませられ蝦夷に至り賊を討せらる至る所功を奏せられ凱旋し玉はんとす歸路上野武藏を順へ信濃に入り轉じて甲斐に入らせられ又西して信濃に入り(今の上下伊那郡を經させらる)美濃に出づ時に吉備武彦越後より歸り日本武尊に會合す其より尾張に到らせられ再び建稻種命の家に入せらる稻種命の妹宮實媛なる者あり尊深く是を愛し玉ひ淹留月を越ゆ是より前近江國隱岐山に賊あり多く人を惱ます尊是を討んと欲し玉ひ單身隱岐山に赴せらる此時神劔を稻種命の家に遺し置宮實媛をして奉事せしむ尊思し召れしならん隱岐の賊懼る、に足す。何んぞ

神劔の威を假に足らんと然るに不幸日本武尊膽吹に入て病を發せられ昏迷して醉るが如し山を下り清泉を酌みて是を飲む始めて醒るが如し今の不破郡玉村の清泉是なり是より始めて身に痛所あることを覺らせらる歎じてのり曰く我常に思ひらく天も猶翔るべしと今歩むを得ずと則ち杖に倚て漸く進せられ再び尾張に遷らせらる然れども宮簀媛の家に入せられず又伊勢に移り尾津に到らせらる初め尊の東行せらる、や尾津濱に到りて食せらる時に其御歌にのり曰はく

尾張に只に向へる小津の崎なる一ツ松吾兄を人ならば頼着せましを太刀帯けましを一ツ松吾兄を

一劍を松下に遺す今是を檢せらる、に猶存す尊歌を作り松を賞す徐々進んで能禰野に到る尊の疾益々甚だし是に由て伴にする所るの蝦夷を

大神宮に獻じ吉備武彦を遣はして

景行天皇に奏して曰く

臣受天命天朝遠征東夷幸被神恩皇威叛逆伏誅冀卷甲戢戈凱歌奏捷天命忽至獨臥曠野臣不敢自惜唯恨不能一觀耳。

疾の革まる時歌を作りてのり曰はく

乙女の許べに我置し劔の太刀其太刀はや

と其御心ろは宮簀媛の許に置し玉ひし

神劔の事を思ひ出し玉ひてかく詠し玉ひし者なり

宮簀媛

神劔に奉事して怠ることなし其後仲哀天皇の元年宮簀媛に勅して齋宮を熱田に遣らしめ今の知多郡氷上の社より遷し奉る今の熱田の

皇大神宮是なり

かくて日本武尊は伊勢野保野に至り玉ひて終に薨し玉へり御墓は御贄川の上り名越の里に在り此尊の御墓は諸親王の御墓の例

と異なりて

天皇の御陵に亞ぎて厚く祭り玉ひ名越の大祓もあり荷前の御使
もありたる故に今も其所を名越と云ふ

神宮参拜の心得

かけまぐも綾に畏さ伊勢の神宮に参り奉る人々は必ず先づ此宮居
の事實を明に聞き知りて精神を嚴肅にし身を慎み謹みて齋戒沐浴
て天津誠の自然の心を顯して拜み奉るべし假初にも私存私欲の心
を起すべからず然る時は必也

大御神の恩顧を蒙りて大智識が照り徹りて物事に就て其至當の理
を見る事鋭敏くなり爲に富貴福祿にして身安く心平らかに定まり
て壽命長く親族家族和睦て誠の樂みを受け得る也故れ御代々の
天皇陛下は日夜絶間無く大御心を此
大神に打ち凭らしもたれせり付き頼寄すがり居玉ふ事誠に類無く

東の間も忘れ玉はす大神心の内に祭りましますが故に事ある時は
必ず

神慮を窺ひ奉り神勅を請ひ奉りて其神慮神勅の儘に執り行はせ玉
ふ也是を以て諸の詔勅にも御祖宗の誠を受け繼がせ玉ふ事を宣り
玉ふ殊に明治二十七年十二月第八議會開院式の當日貴衆兩院に賜
はりたる 敕諭にも朕は祖宗の威烈により云云の 敕語あり是誠
に大神を尊崇し玉ふ所以也蓋し我が

至尊天皇陛下は常も畏く渡らせ玉ふが故に夜わくれば日がな終日
日暮れば夜がな夜もすがら大御心を
天照す大御神に凭らし。せり付き頼寄玉ひつつ御躬親ら齋戒沐浴し
玉ひて毎朝賢所に於て参拜し玉ひつ、復伊勢の 神宮には皇族を
以て祭主と定め奉り大祭り小祭の大禮を竭さしめ玉ひ尙朝な夕な
に厚く齋き祭り事へ奉らしめ玉ふ 大神に渡らせ玉ふが故に吾人
日本臣民たる者は能々斯道理を辨へて深く心を合奉りて日夜怠

り忘する事無く何事にも先づ第一に此大神を心に祭り奉りて
 尊み敬まひ奉るべき也故に此大日本皇國は此
 天照皇大御神が照臨し玉ふ大皇國なるが故に上下皆謹み慎みて
 何事にも此神慮を窺ひ奉りて其御教に従ひ奉が常例なり故れ此
 大神は萬教を統べ萬道を率ゐ玉ふが故に
 天朝の神典を經と定め諸の小教を緯に織る事を咎め玉はず又嫌ひ
 玉はず至るも至らぬも一ツに抱へて育て恵み玉ふ是に於て彼の行
 基。空海。傳教。法然。親鸞。日蓮等の名僧に至りても其已の信する宗教を
 弘めむと欲するに當りては必ず先づ伊勢に至り三七日間宇治山田
 の民家を借り受け齋戒沐浴して
 天照皇大神を日拜し奉り謹て其旨を
 大神に奏し奉り神慮に従ひ奉りて其欲する所の宗教を弘布した
 り今に其古跡宇治山田の兩地に存せり猶も謹みの餘りに僧侶參拜
 の路に入り五十鈴川の向ひある山の下より遙拜し奉りたり是等

各僧の如きは實に我國の英雄にして何れも當時朝廷の師表と敬
 まはれ臣民よりは生佛と遙尊崇せられし者たり然るに謹慎斯の如
 し。復其佛法共。盛に行はれたる時といへども我國累代朝廷の正典
 として現任當極の天皇は。決して其御在位の間は。法衣を着し法冠
 を戴き。佛法に入る事を許させ玉はず。何となれば其皇位は即ち當
 極の天皇の私有に非ずして
 畏くも大神の皇位なり
 神寶は即ち當極の天皇の私有に非ずして
 大神の

神寶なるが故也是を以て我が皇國の
 天皇にして衰龍の（天子の御服也）上に袈裟を絡ひし天皇無し賢所の御拜
 を廢して。佛陀佛像を禮拜せられし天皇無し。天皇にして佛法に
 歸依し佛門に入らむと欲する時は必ず皇位を皇太子に傳へさせ
 られ太上天皇と成り玉ひて。佛門に入られたり嗚呼尊き哉然れば我

國の臣民たる者は是等の道理をよくよく辨へつつ決して不敬の舉動をなす事勿れ。假令佛法に歸依する者あるとも先づ第一に皇國の臣民たる事を忘れず朝な夕なに
 天照皇大御神を拜禮し奉り次に
 至尊天皇陛下萬歲を祝し奉り唱ふべし辰に知る
 天照皇大御神の神徳稜威の嚴乎として赫々昭々たる事誠以て辭に掛けましくも畏き尊き事は現在征清の皇軍が海に捷ち陸に勝ち速戰捷の勇ましき事宇内各國廣しといへども古今未曾有の皇軍也是誠に此當極の
 至尊天皇が 天照皇大御神の御教を天津日嗣に受け繼がせ玉ひつ
 つ其皇徳稜威を放ち玉ふが故に復皇軍の諸衆は只管
 至尊天皇の稜威を戴き奉りて火に水に勤め事へ奉るが故に 天照
 皇大御神の御守護を蒙る事深きが故に如何に百倍なる敵國に當るといへども 皇軍は敢て以てひるまらずたゆまき戰へば必ず勝つ向

へば必ず占領す向ふ所前ある事無し遂には眞に服従せしめて彼の五億萬蒼生共に衣食住業を授與し玉ひて永世無窮に大幸福を保たしめ玉ふべき神機臨々たる也。見よ印度國の如きを佛者の本國にして徒弟多く信者等二億萬に垂たるも英國の遠征一舉に蹂躪占領せられたり隨て今日に至りては印度地方に於て佛法信者功力は地を攘てある事莫し。於歐憫然の至りならずやかゝる無精神の佛者といへども断然我が大日本皇國の
 天照皇大御神を至誠一極に信仰し奉らば自然に人心を授り人事を品行する事を得て初めて弱肉強食の野蠻風俗を免れて眞の文明に至る事を得べし嗚呼尊哉
 故れ當極
 天皇陛下が 皇祖大御神に凭れせり付き只管頼寄居ふ所の國を現人神之凭の強凭の國と謂ふ也今は誤りて神風の伊勢と思へり皇國語學を講究すれば明瞭に了解する事を得べし

祝詞之事

おぼち すすぢ まちぢ うるぢ

朝な夕な身を正し心を脩めて此祝詞を七返奏し奉るべし此祝詞は昔し天の岩戸の前に於て天の兒屋根の命が奏し奉りて世の暗を照らしたる所の誠に目出度き祝詞なり故れ朝夕此祝詞を唱へ奉れば身體健康と成り精神さはやかに成り大智識を得て萬幸福を授り壽命を延長し諸災を消除する也

同 大祝詞

現人神之凭の強凭の神宮に一大地球に宮柱太しく立て至大天球に日本高知て鎮まり玉ふ

天照皇大御神を尊み敬まひ齋まはり清まはりて常も拜み奉る故れ大皇神が照り徹し坐す四方の國々は底津岩根も高天が原も押し並べて我が... 天皇陛下の知ろし召す大祭政なるを以て天が下の諸皆安らけく平

らけく事へ奉らしめ玉へと祈り奉る事の驗を垂れ玉ひて我が天皇陛下の照覽し坐す物事皆を活し育て助けしめ玉へと恐れみ畏こみ謹み奏み奉る

此祝詞を静に奏し奉るべしわつしか穢き心は消え失せて清き赤き真心が照り出備りて智識明に成るが故に萬の事心に任かせて大幸福を備り最と善き子を授りて子孫永く富み榮え永世無窮唯一代の如く我が天皇陛下に事へ奉りて恒福の樂みを授り奉る也此世の樂み何事か焉に若むや謹めや慎めや

日本三種神器之御傳紀大尾

明治廿八年二月廿二日印刷
同 廿八年二月廿二日發行

定價金八錢

愛知縣海東郡神守村百番戶佐藤三郎方寄留

平民

著述者 淺井實雄

版權

同縣同郡同村同番地

平民

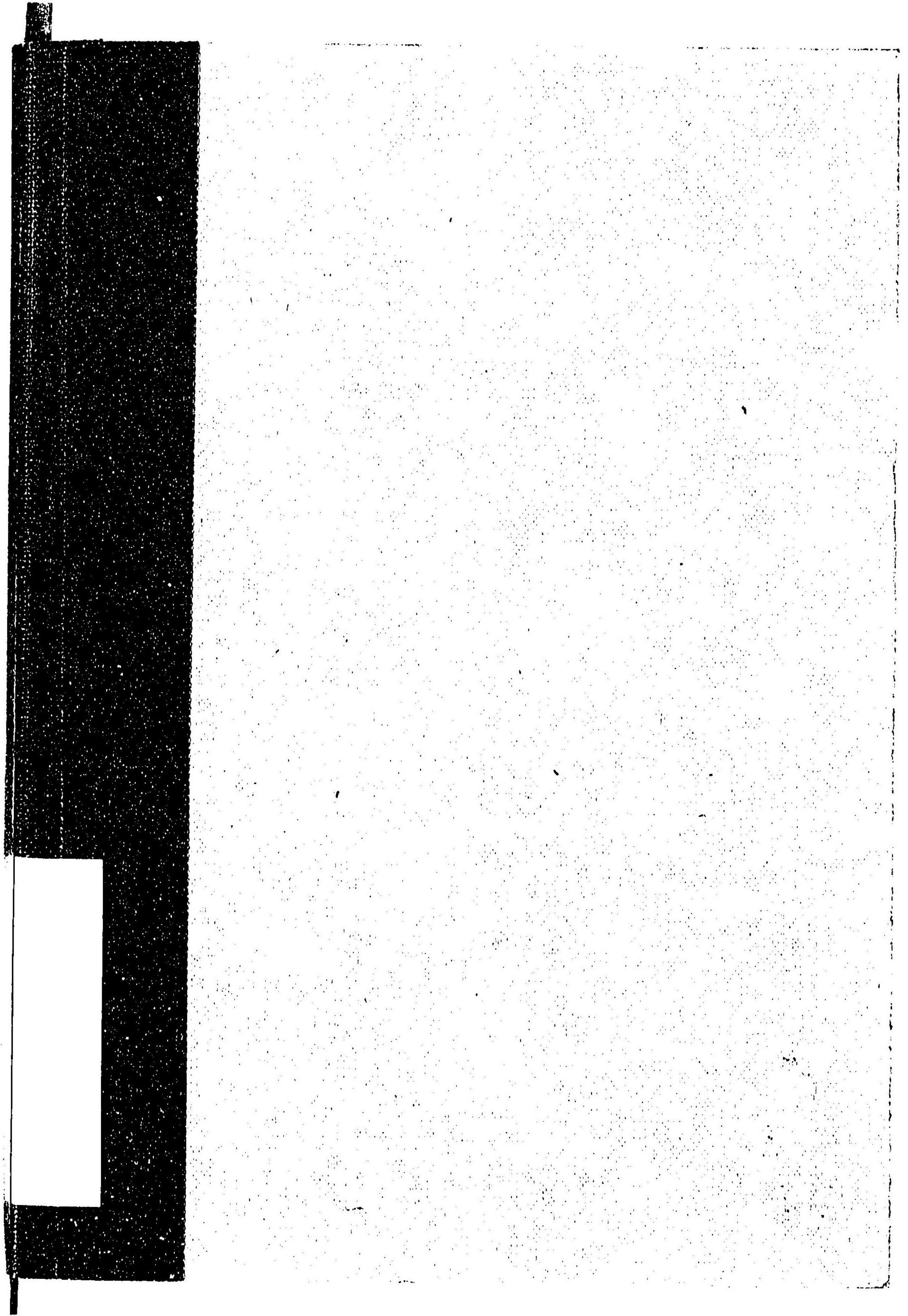
所有

發行人 佐藤三郎

同縣名古屋市伏見町三十三番戶愛都社

平民

印刷者 吉田源次郎



9

441

日本三種神器之御伝記

国立国会図書館

014503-000-3

9-441

日本三種神器之御伝記

浅井 実雄 / 著

M28

ABB-0881

